

福岡県と県内全市町村からの重要なお知らせです

平成29年度から 福岡県内全市町村は
個人住民税の特別徴収を推進 するため、
次の取組を一斉に実施します。

特別徴収未実施の事業主
の方を対象に、特別徴収
義務者の指定を徹底し
ます。

既に特別徴収を実施して
いる事業主の方も、普通
徴収としている従業員の
方の特別徴収への切り
替えを徹底します。

特別徴収って何？

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。(地方税法第321条の3)

誰が対象になるの？

原則、全ての従業員の方が対象となります。
ただし、次の条件に該当する従業員の方は、事業主からの申請により特別徴収を行わないこともできます。

【給与所得者(従業員)】

- A: 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- B: 給与の支払いがない月がある者
- C: 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
- D: 他から支給される給与から特別徴収されている者(乙欄該当者)
- E: 事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)

【給与支払者(事業主)】

- F: 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者。または、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者



特別徴収のメリット

1 回あたりの納税額が少なくなります。
普通徴収では年4回の納税ですが、特別徴収では12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、年税額は変わりませんが、1回あたりの納税額が少なくなります。

納税の手間が省けます。

- 毎月の給与から差し引かれるため、金融機関等へ納税に出向く手間が省けます。
- また、納期限を気にする必要がなくなり、納め忘れも無くなります。

福岡県・上毛町

行橋税務署からの お知らせ



平成28年分の確定申告から マイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降の申告には、申告者ご本人や扶養親族等のマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類(※1)の提示又は写しの添付(※2)が必要となります。

- (※1) 本人確認書類とは次のような書類をいいます。
例1: マイナンバーカード 例2: 通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など
- (※2) 郵送又は市町を通じて申告書提出される場合には、申告者ご本人の本人確認書類の写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

●問い合わせ先 行橋税務署 個人課税第一部門 TEL0930-23-0580(代)

特集

まちづくりの現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。
今月は、町の自主財源である「税」の特集です。

皆様に納めていただいた町税は、住民生活を豊かにするために、町が行う社会福祉の充実、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策の充実、商工業や農林業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。

個人が納める主な町税

上毛町が個人の方に課税している主な税金を紹介します。

個人町民税

1月1日現在、上毛町に居住している個人に課税される税金で、前年1年間の所得を基に計算されます。なお、個人町民税は個人町民税と一緒に納めていただく町を経由して県へ送られます。

固定資産税

1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金で、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有(または使用)している方に課税される税金です。

国民健康保険税

国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対し課税される税で、加入者などの前年1年間の所得を基に計算されます。

市町村たばこ税

たばこの消費に対して課される消費税です。
小売業者の所在の市町村において、その売渡しを行う卸売販売業者などに課されます。

尚、たばこには、市町村たばこ税だけでなく、「たばこ税・たばこ特別税・道府県たばこ税」も含まれていますので、四種類の税金が課税されています。

入湯税

鉱泉浴場所在の市町村が環境・衛生施設、観光施設および消防施設などの整備の費用にあてるため、入湯客に課税する税金です。鉱泉浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収して、町に納めています。

平成27年度町税の賦課額		
会計目	税目	課税額
一般会計	個人町民税	262,331千円
	法人町民税	126,159千円
	固定資産税	322,181千円
	軽自動車税	23,407千円
	たばこ税	43,211千円
	入湯税	9,507千円
特別会計	国民健康保険税	137,081千円

■平成27年度の賦課総額
一般会計:約7億8600万円
特別会計:約1億3700万円

12月は STOP 滞納!! 県下一斉徴収強化月間

～ 忘れていませんか納税を ～

上毛町では、福岡県地方税収対策本部及び県内市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に徴収対策を強化するとともに、納税推進に向けた広報など、さまざまな取り組みを行います。

この取り組みは、滞納者に対する差し押えなどの滞納処分を進めるとともに、住民の皆さまの納税及び徴収への理解を促進し、新たな滞納の防止を図ることで、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を目的としたものです。

取り組み内容

取り組み期間中は、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差し押えなどの滞納処分の強化など、県及び市町村毎に、さまざまな徴収対策を実施します。

滞納処分とは？

地方税法・国税徴収法等に定められている処分、納付されない方の財産を差し押え、差し押さえた財産の公売による換価を行い、町税に充当する手続きを「滞納処分」と言います。

町税を納付期限内に納付できないときは、ご相談を

納付期限内に町税を納付されないと滞納処分が行われます。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。納付期限内に納付が難しい場合は、必ず税務課にご連絡ください。現在の生活状況をお聞きし、納税相談を行います。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線131)



自動車の差し押え(タイヤ回ック)



搜索の様子



合同公売会(差し押え物品公売)